

各介護保険事業所 様

高知県国民健康保険団体連合会
介護保険課

平成31年（令和元年）5月の請求締切延長について

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年（令和元年）5月の10連休に伴い、請求締切を延長することとなりましたので、通知いたします。

つきましては、下記の通り、請求媒体によって取扱いが異なりますので、必ずご確認ください。締切遅れのないようご注意ください。

なお、延長に伴い、締切に遅れますと翌月以降の請求となりますので、可能な限り早めに提出してください。

記

1. 介護給付費請求書（給付管理票含む）

請求方法	郵送	持参
電子媒体	5月13日（月）必着※	5月13日（月）17:00
帳票 （免除届提出の 事業所のみ）	5月8日（水）消印有効	5月10日（金）17:00

2. 主治医意見書料請求書

請求方法	郵送	持参
電子媒体	5月13日（月）必着※	5月13日（月）17:00
帳票	5月10日（金）必着※	5月10日（金）17:00

※必着につき、各締切日翌日に国保連合会へ届いた場合には翌月以降に再提出となります。消印は考慮しませんので、余裕をもって郵送されますようご注意ください。